

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県農業試験場手数料条例が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 会計事務の効率化を図るため、消印した証紙等の整理に係る事務について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入について定めた規定中、鳥取県農業試験場手数料条例の規定に基づく手数料を削る。
- (2) 証紙徴収整理簿への確認印の押印を、次の区分に応じ、それぞれに定める者（現行 課長、出納機関の長等）の私印による押印とする。
 - ア 本庁の課（警察本部運転免許課を除く。）、総合事務所 課長、課長補佐若しくは主幹又は課長が指定する者
 - イ 出納機関（総合事務所及び警察署を除く。） 出納機関の長、出納員又は出納機関の長が指定する者
 - ウ 警察本部運転免許課及び警察署 警察本部長が別に定める者
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県農業改良資金貸付規則の廃止について

1 規則の廃止理由

農業改良資金助成法の一部が改正され、農業改良資金の貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に変更されたことに伴い、鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県農業改良資金貸付規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。